

香川県条例第61号

香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例

香川県暴力団排除推進条例（平成23年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者に当該派遣労働者の交代を求めることがその他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p>(不利益な取扱いの禁止)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 事業者は、その指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）が、暴力団排除通報をしたことを理由として、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条第1項に規定する労働者派遣契約をいう。）を解除し、又は当該派遣労働者に対して、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）をする事業者に当該派遣労働者の交代を求めることがその他不利益な取扱いをしてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。